

○ごみの野焼きは原則禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則禁止となっています。

野焼きとは、野外で基準を満たした焼却設備を使わずにごみを燃やすことです。ドラム缶や、ブロック塀で囲んだ焼却、基準を満たさない焼却炉での焼却も野焼きに当たりますのでご注意ください。

#### 第16条の2（焼却禁止）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

##### 1 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

・厚生省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、厚生大臣が定める方法により行う焼却

##### 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

・森林病虫害等防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却  
・家畜伝染予防法に基づく伝染病に罹患した家畜の死体の焼却など

##### 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

なお、政令で定めるものとは、

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条

##### 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

・河川管理者が行う伐採した草木の焼却など

##### 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

・凍霜害防止のための稲わらの焼却など

##### 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

・「とんど焼き」などの地域行事における廃材等の焼却など

##### 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

・農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却など

##### 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

・たき火、落ち葉焚き、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材や落ち葉の焼却など

しかし、いくら例外的に認められている焼却であっても、煙が民家の家に入る等の場合は、大変な迷惑になりますので、民家の近くで野焼きはしないようにしてください。

※草と一緒に、プラスチックなどのごみを燃やしてはいけませんよ！800℃以下のプラスチックの燃焼は、ダイオキシンの発生原因となります！

野焼きには罰金があります。

野焼きを行った場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が課せられることがあります。

#### ○小型焼却炉について

小型焼却炉を用いて焼却する場合は、以下の基準を満たす焼却炉である必要があります。

##### 廃棄物焼却炉の主な構造基準・焼却方法の基準

(規模に関わらず、全ての焼却設備に適用)【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7・平成9年8月29日厚生省告示第178号】

1. 空気取り入れ口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、ごみを燃焼室で摂氏800度以上の状態で燃やすことができるもの
2. 焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること
3. 外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
4. 燃焼室の温度を測定できる装置があること
5. 高温で燃焼できるように助燃装置があること
6. 煙突の先端以外から外気に燃焼ガスが漏れないこと
7. 煙突の先端から火災または黒煙を排出しないこと
8. 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないこと

上記の基準を満たす家庭用の小型(簡易)焼却炉であっても、火床面積0.5平方メートル(70センチ四方)、または焼却能力が1時間当たり50キログラム以上のものは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、鳥取県知事(鳥取県東部総合事務所 生活環境局)への届出、年1回以上の検査が必要になります。

詳しくは鳥取県東部総合事務所 生活環境局(TEL0857-20-3667)までお問合せください。